

常 盤 公 園

高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

宇 部 市

平成 23 年 11 月

# 目 次

第1章	総 則	・ ・ ・ 1
I	目 的	
II	基本方針	
第2章	通常時の対応	・ ・ ・ 1
I	監 視	
II	飼養衛生管理	
第3章	周辺での発生時の対応	・ ・ ・ 1
I	飼養鳥の取扱い	
II	観覧者等への対応	
第4章	飼養している鳥類における発生時の対応	・ ・ ・ 2
I	簡易検査及び陽性の場合の体制	
II	感染鳥の取扱い	
III	感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い	
IV	園内の他の飼養鳥の取扱い	
V	死体や汚染物品の処分及び公衆衛生	
VI	観覧者等への対応	
VII	再発防止等のための情報の収集	
第5章	常盤公園内の野鳥における発生時の対応	・ ・ ・ 3
第6章	その他	・ ・ ・ 3
I	普及啓発	
II	今後のペリカンの飼養方針及び経過措置	
III	傷病鳥類の受入れ	
IV	その他	
(資料)	別添フロー	・ ・ ・ 5
	別図 1	・ ・ ・ 6
	別図 2	・ ・ ・ 7
	別図 3	・ ・ ・ 8

## 第1章 総則

### I 目的

このマニュアルは、動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（平成23年10月 環境省自然環境局）及び宇部市危機管理指針（平成23年2月）に基づき、常盤公園で飼養している鳥類（以下「飼養鳥」という。）の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染を防止するとともに、発生時の対応を定め、もって、観覧者の感染防止及び家きん等への感染拡大を防止することを目的とする。

### II 基本方針

- 1 迅速な対応と連携
- 2 飼養鳥の感染防止
- 3 観覧者、担当者の感染の防止
- 4 家きん等への感染拡大防止
- 5 市民等への情報提供

## 第2章 通常時の対応

### I 監視

飼養鳥の健康状態に注意し、異常死又は大量死の早期発見に努め、高病原性鳥インフルエンザの発生を監視するとともに、飼養に関する記録（飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養担当者等）を整備する。

なお、常盤湖においては、飼養鳥への給餌時に、野鳥の状況にも注視する。

### II 飼養衛生管理

高病原性鳥インフルエンザの感染リスクの高い季節は、放し飼い展示は原則中止し、飼養鳥を防鳥ネットや網等の施設内で飼養することとし、野鳥又は野生動物との接触を防ぐとともに、飼育員は飼養施設ごとに作業靴の変更及び出入りの際の消毒を行う。

## 第3章 周辺での発生時の対応

常盤公園の周辺（概ね30km圏）において家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）若しくは野鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、又は国内複数個所で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、関係機関・部局と十分連携し、情報収集に努めるとともに、常盤湖における渡り鳥の状況に注視しながら、第2章の対応に加えて、以下の対応を行う。

## I 飼養鳥の取扱い

飼養鳥の園内及び園外への移動は必要最小限とし、放し飼い展示は、原則中止する。また、飼養施設については、消石灰散布等の消毒を行う。

## II 観覧者等への対応

観覧者の靴底の消毒を徹底するとともに、飼養鳥と観覧者のふれあい、観覧者による餌やりは中止する。また、動物園敷地出入口での車両タイヤの消毒、施設出入口での靴底の消毒等を行い、ウイルスの侵入を防止する。

なお、常盤公園の周辺で発生した場合は、来園者駐車場入口で車両タイヤの消毒を行う。(別図1)

# 第4章 飼養している鳥類における発生時の対応

常盤公園で飼養している鳥類における高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる場合は、以下の対応を行う。(別添フロー)

## I 簡易検査及び陽性の場合の体制

飼養鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、獣医師は、簡易検査(迅速診断キットによる検査)を行う。簡易検査の結果が陽性であった場合は、宇部市危機管理指針の危機レベルIVとし、宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置するとともに、山口県宇部健康福祉センター及び山口県中部家畜保健衛生所への連絡、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に情報を提供し、速やかに市民にその旨を公表する。

また、遺伝子検査、ウイルス分離検査等のため検体を検査機関(山口県中部家畜保健衛生所)に送付する。

なお、簡易検査が陰性の場合、当該鳥の症状の観察を注意深く続け、状況を山口県宇部健康福祉センターに報告する。

## II 感染鳥の取扱い

ウイルス分離検査等により、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認された場合は、市民に公表するとともに、感染鳥については、動物愛護及び感染拡大防止の観点から、できる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することを原則とする。

## III 感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い

周辺の野鳥との接触等による感染拡大防止のため、原則として移動させず、檻や網等で隔離して飼養を行い、経過観察を行う。経過観察中に異常があった

場合には、Iの措置を行う。飼養施設については、消毒等の防疫措置を講じるとともに、担当者等によるウイルス拡散防止措置を徹底する。

#### IV 園内の他の飼養鳥の取扱い

常盤公園内の他の施設で飼養されている鳥については、感染の有無を注意深く観察し、異常があった場合は、Iの措置を行う。また、飼養施設については、消石灰散布等の消毒を行う。

#### V 死体や汚染物品の処分及び公衆衛生

感染が確認された死体や汚染物品については、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、口を縛り、そのビニール袋表面を70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉した後、直接処分施設に持ち込む等感染拡大の防止に配慮した上で、一般廃棄物として適切に処分する。

また、従事する者は、防護服、ビニール手袋等を着用の上、消毒を徹底し、感染の拡大を防止するとともに、公衆衛生の観点から、自らの感染防止及び健康管理に努める。

#### VI 観覧者等への対応

観覧者の感染及び観覧者による拡散を防止するため、簡易検査で陽性が確認された時点で、第3章IIの対応(別図1)を行うとともに、ときわミュージアム車両進入口及び来園者駐車場出入口の車両タイヤ消毒、周遊園路の出入口で消石灰散布等の消毒を行い、ウイルスの拡散を防止する。(別図2)

#### VII 再発防止等のための情報の収集

感染鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。

### 第5章 常盤公園内の野鳥における発生時の対応

常盤公園内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、宇部市危機管理指針の危機レベルⅢとして宇部市高病原性鳥インフルエンザ防疫対策連絡室を設置し、市民へ公表するとともに、観覧者の感染及び観覧者による拡散を防止するため、第3章及び第4章VIの対応を行う。

### 第6章 その他

#### I 普及啓発

観覧者等に対して、高病原性鳥インフルエンザその他動物が感染・伝播し得る感染症についての正しい知識や対策の普及に努める。

## Ⅱ 今後のペリカンの飼養方針及び経過措置

ペリカンと野鳥の接触を防止するため、ペリカンの飼養については、ペリカン島に防鳥ネット等の施設を整備した上、ペリカン島で飼養する。

なお、防鳥ネット等の施設を整備するまでの間は、ペリカン島のペリカンは動物園内のペリカン池に移動し飼養するとともに、全ての飛行ペリカンを捕獲する前に常盤公園及びその周辺で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、飛行ペリカンが逃避行しないようペリカン島周辺で飼養しながら、周辺の消毒等十分な防疫措置及び監視の強化を行う。この間、ペリカン島周辺区域については、観覧者の立入りを制限する。(別図3)

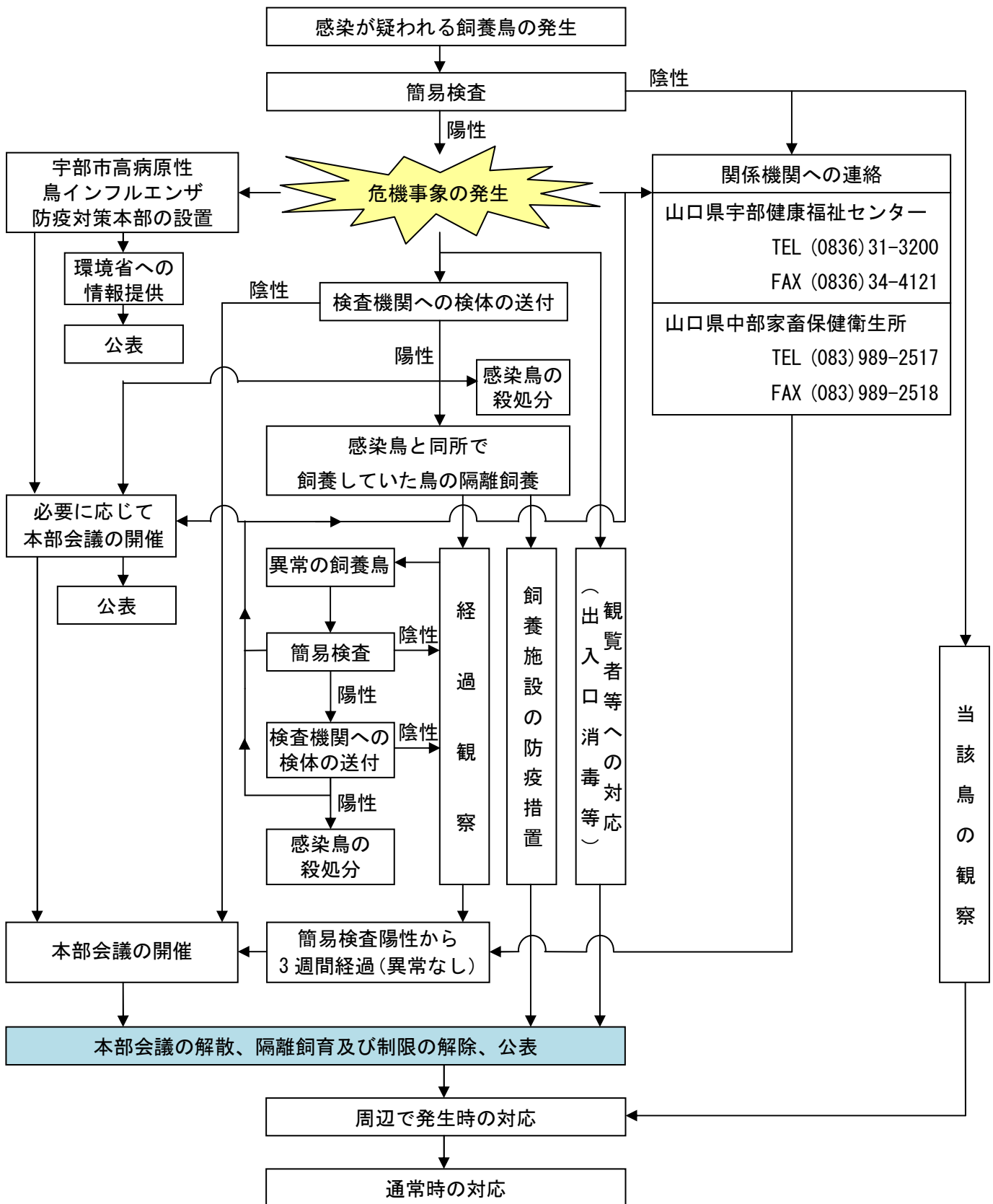
## Ⅲ 傷病鳥類の受入れ

飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染リスクを軽減するため、11月から5月までの間は、傷病鳥類の受入れを原則中止する。なお、希少種などでやむを得ず受け入れる場合は、簡易検査等を行い、園内へのウイルス持込防止及び飼養担当者の感染防御を徹底する。

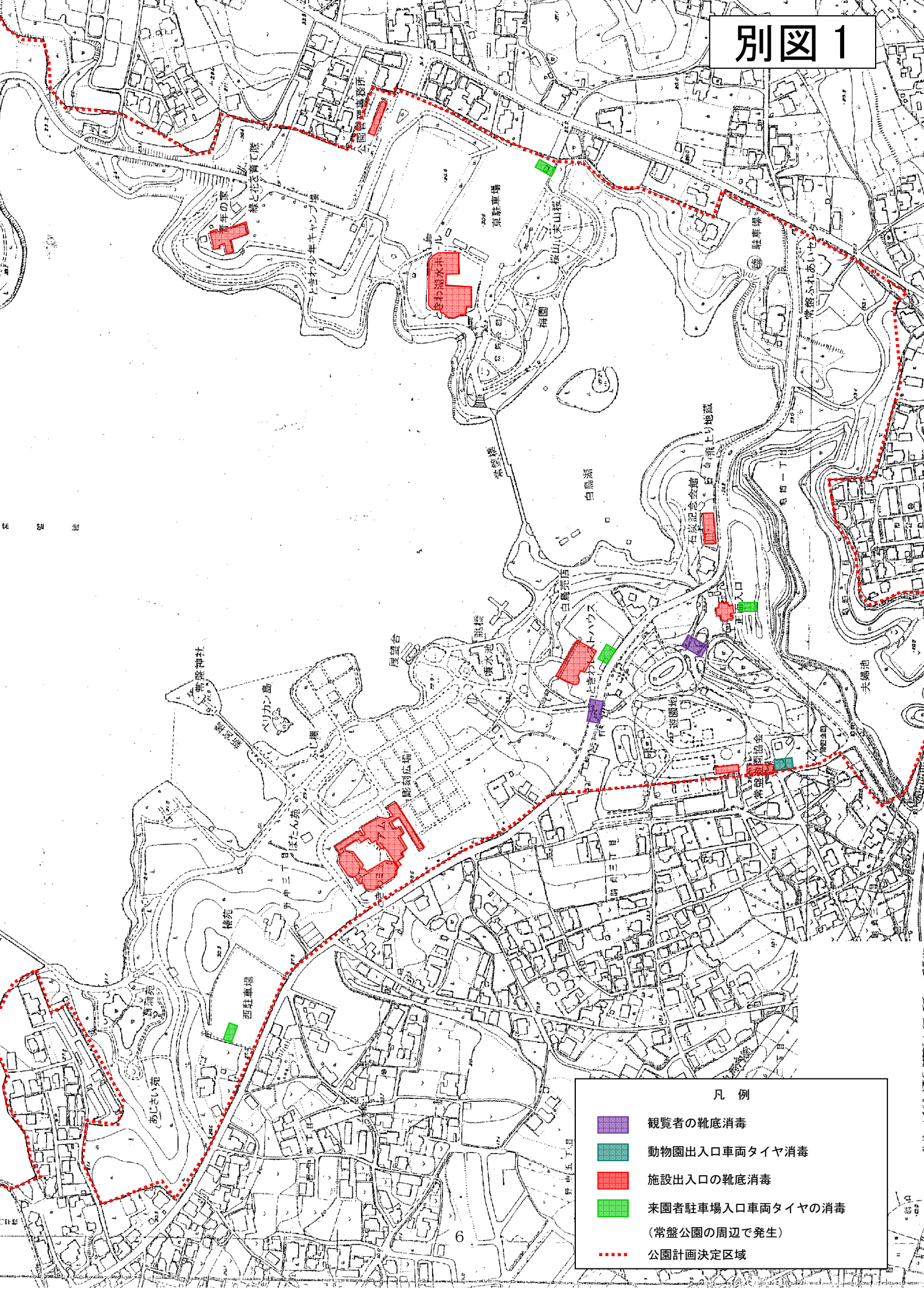
## Ⅳ その他

記録簿、検体送付の手順等、このマニュアルの運用に必要な事項は、別に定める。




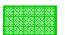

飼養している鳥類における発生時の対応フロー



# 別図1

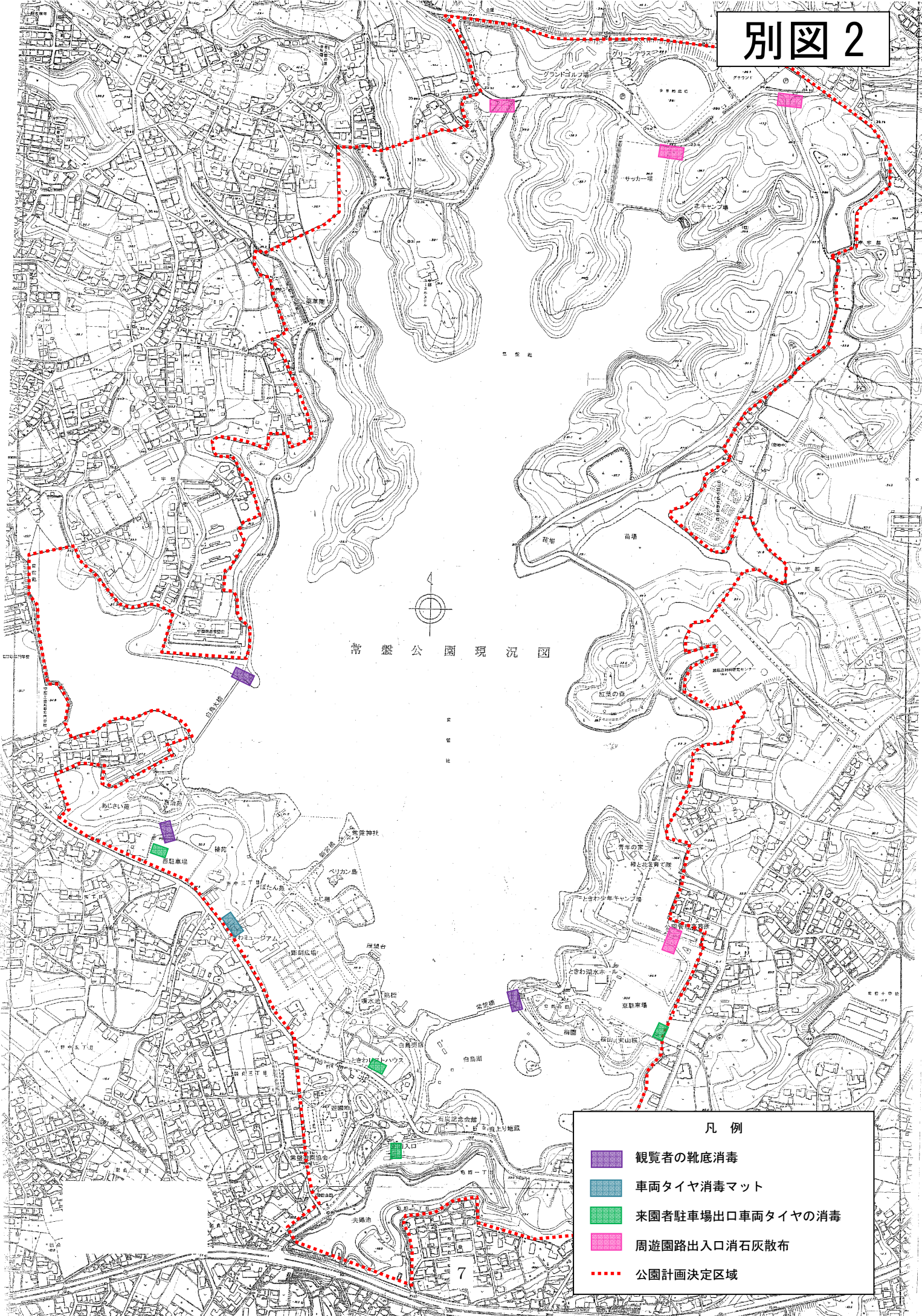


## 凡例

-  観覧者の靴底消毒
-  動物園出入口車両タイヤ消毒
-  施設出入口の靴底消毒
-  来園者駐車場入口車両タイヤの消毒  
(常盤公園の周辺で発生)
-  公園計画決定区域



# 別図 2

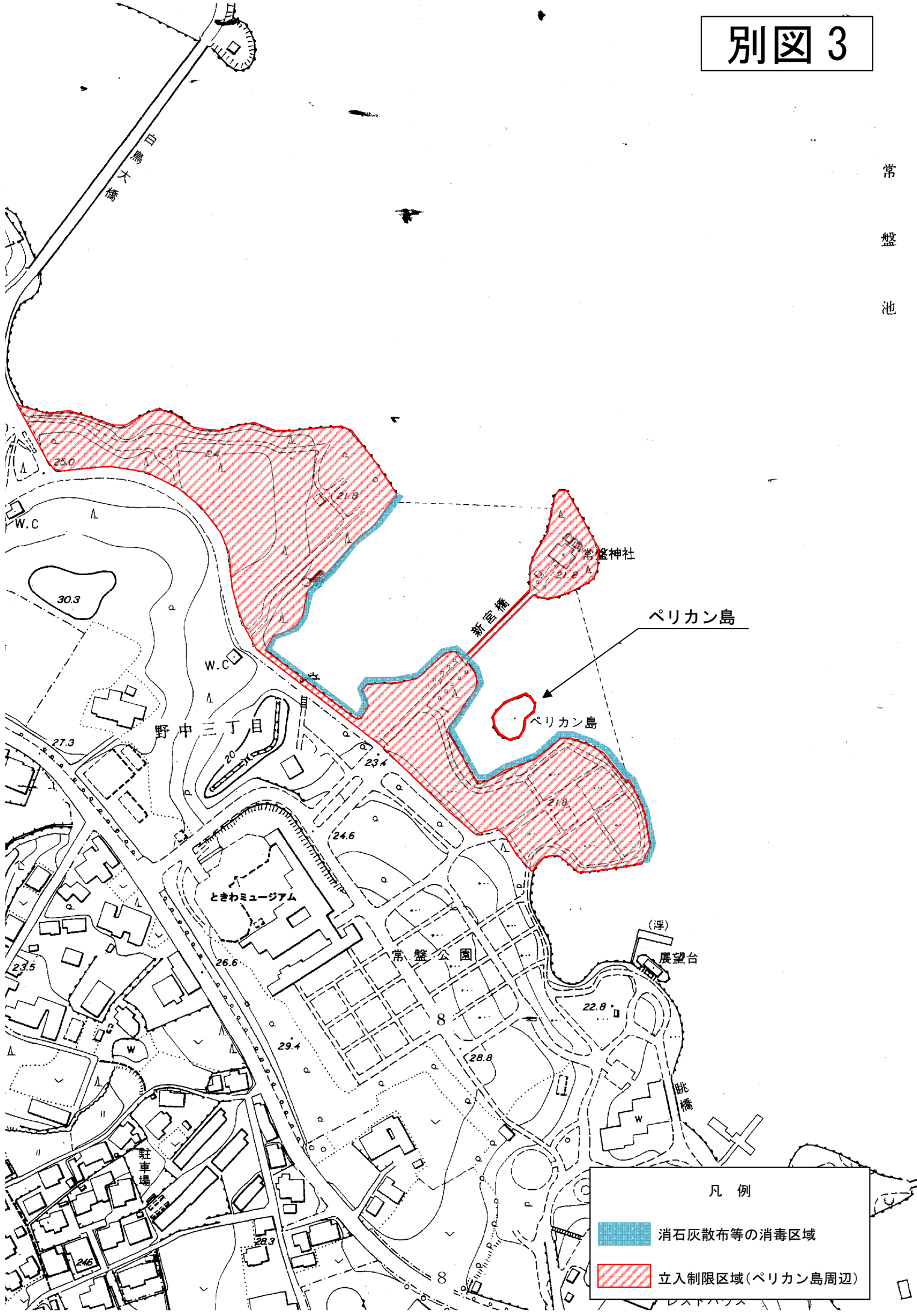


常盤公園現況図

- 凡例
- 観覧者の靴底消毒
  - 車両タイヤ消毒マット
  - 来園者駐車場出口車両タイヤの消毒
  - 周遊園路出入口消石灰散布
  - 公園計画決定区域

# 別図 3

常盤池



凡例

- 消石灰散布等の消毒区域
- 立入制限区域(ペリカン島周辺)